

# 青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針

平成30年12月

青森県建設系廃棄物適正処理推進会議

## 目 次

I 策定の趣旨 .....	1
II 現 状 .....	2
1 産業廃棄物の処理状況（業種別） .....	2
2 建設工事の状況 .....	3
3 産業廃棄物の不法投棄等の状況 .....	4
III 目標と進行管理 .....	5
1 目標 .....	5
2 指針の進行管理 .....	5
IV 建設系廃棄物の適正処理の推進に向けた課題 .....	6
1 建設系廃棄物の排出量等の増加 .....	6
2 適正処理の推進 .....	6
3 持続可能な処理体制の構築 .....	6
4 各主体の連携と情報共有 .....	6
V 建設系廃棄物の適正処理の推進に向けた各主体に求められる取組 .....	7
課題1 建設系廃棄物の排出量等の増加 .....	7
課題解決の方向性(1) 最終処分量の減量 .....	7
課題解決の方向性(2) 排出事業者の意識改革 .....	8
課題2 適正処理の推進 .....	9
課題解決の方向性(1) 法令遵守による適正処理の推進 .....	9
課題解決の方向性(2) 不法投棄等の防止対策・連携の強化 .....	11
課題3 持続可能な処理体制の構築 .....	12
課題解決の方向性(1) 産業廃棄物処理業者の体制強化 .....	12
課題解決の方向性(2) 関係団体における活動の充実 .....	13
課題4 各主体の連携と情報共有 .....	13
課題解決の方向性(1) 事業者、関係団体、県民、県及び市町村の連携強化 .....	13
課題解決の方向性(2) 産業廃棄物処理に係る情報共有の推進 .....	14
卷末資料	
各主体に求められる取組の一覧 .....	16
用語の説明 .....	20
建設系廃棄物処理状況実態調査結果（平成28年度） .....	22
青森県建設系廃棄物適正処理推進会議設置要綱 .....	33

本州最北端に位置する青森県は、三方を海に囲まれ、白神山地をはじめとする森林資源を有するなど、豊かな自然環境に恵まれています。

この豊かな環境を保全し、将来の世代へ継承するとともに、人類の生存基盤である地球環境の保全に取り組むことは、現代に生きる者としての責務であり、県民・事業者・行政が一体となって持続可能な循環型社会を構築することが求められています。

青森県においては、社会経済・産業活動に伴う生産及び消費の拡大、生活様式の多様化や高度化による住宅・社会インフラの整備及び更新等に伴い、建設系廃棄物が大量に発生しており、産業廃棄物の発生量に占める割合も高いものとなっています。

その一方で、廃棄物処理施設の新設等については、地域住民の理解が得られにくい等の理由から、これまでにも増して困難なものとなっており、また、廃棄物の不法投棄や長期間の野積み、不法焼却などの不適正処理は依然として後を絶たない状況にあります。中でも、不法投棄については、解体工事などにより発生する建設系廃棄物の割合が大きく、建設系廃棄物の適正処理の推進が喫緊の課題となっているところです。

建設系廃棄物の不法投棄等を抑止し、県民の生活環境を保全していくためには、建設系廃棄物の発生から処理までの間において、事業者や関係団体、そして行政等の関係者が自らの役割を認識し、建設系廃棄物の適正処理に向け意識的に取り組んでいくことが重要です。

そこで、青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針（以下「指針」という。）の策定により、建設系廃棄物の適正処理の推進のため、その発生から処理までの間に関係する各主体が取り組むべき事項を明らかにし、取組の促進を図るもので

### 「建設系廃棄物」とは

建設・解体工事に伴い発生する廃棄物をいい、その種類としては、コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊などの「がれき類」のほか、「木くず」、「汚泥」、「金属くず」、「廃プラスチック類」、「ガラスくず」、「陶磁器くず」、「紙くず」、「繊維くず」などがあります。

## 1 産業廃棄物の処理状況（業種別）

### (1) 排出量

本県における平成 25 年度の排出量を業種別に見ると、建設業が 114 万 5 千 t (38.8%) で最も多く、次いで製造業が 106 万 t (36.0%)、電気・水道業が 70 万 t (23.7%) などとなっています。

平成 20 年度と比較すると、建設業では 6 万 2 千 t 増加しています。

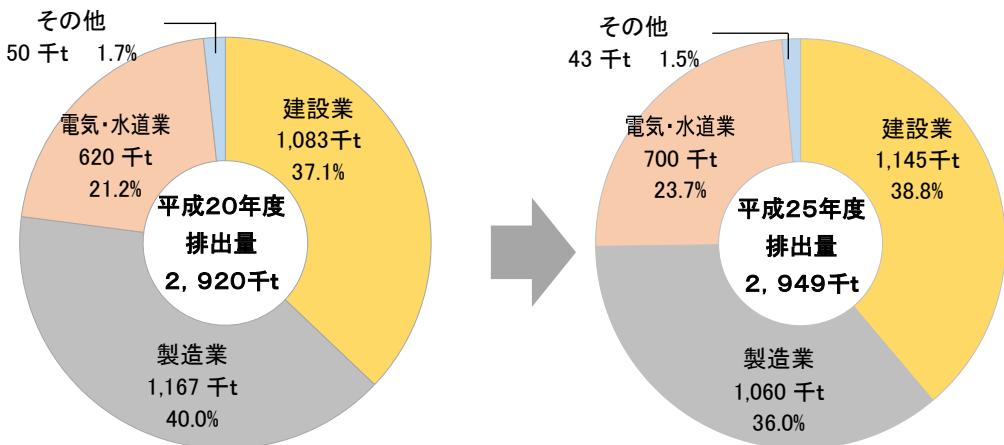


図 1 排出量（平成 20 年度及び平成 25 年度）

[出典：第 3 次青森県循環型社会形成推進計画]

### (2) 再生利用量

本県における平成 25 年度の再生利用量を業種別に見ると、建設業の再生利用量は 107 万 3 千 t (76.6%) で、再生利用率（排出量に占める再生利用量の割合）も 93.7% と他業種に比べて高くなっています。

なお、資源化の用途としては、鉱さいやがれき類は建設資材に、燃え殻やばいじんはセメント原料などに、汚泥は建設材料（無機性汚泥）や肥料（有機性汚泥）に再生利用されています。

平成 20 年度と比較すると、建設業では 6 万 3 千 t 増加しています。

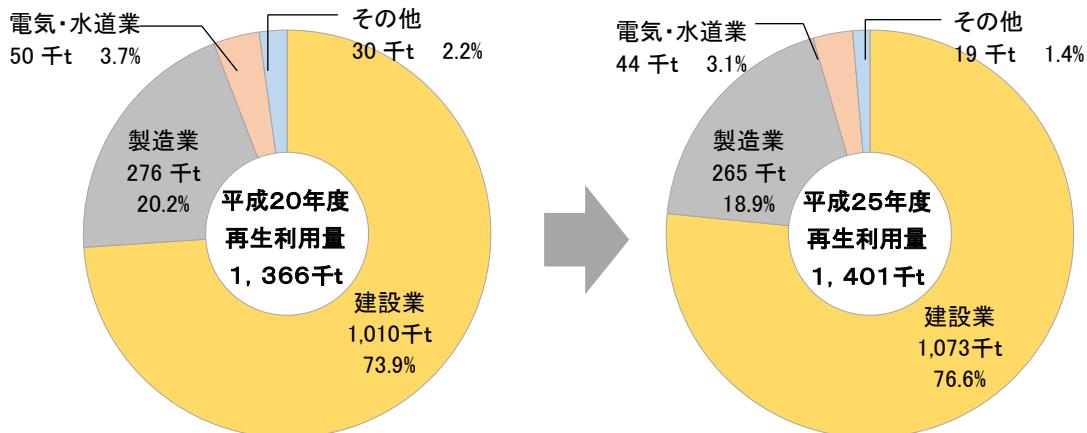


図 2 再生利用量（平成 20 年度及び平成 25 年度）

[出典：第 3 次青森県循環型社会形成推進計画]

### (3) 最終処分量

本県における平成 25 年度の最終処分量を業種別に見ると、建設業が 4 万 2 千 t (68.9%)、製造業が 1 万 6 千 t (26.2%) などとなっています。

平成 20 年度と比較すると全体量は 3 千 t 減少していますが、建設業では増加しています。

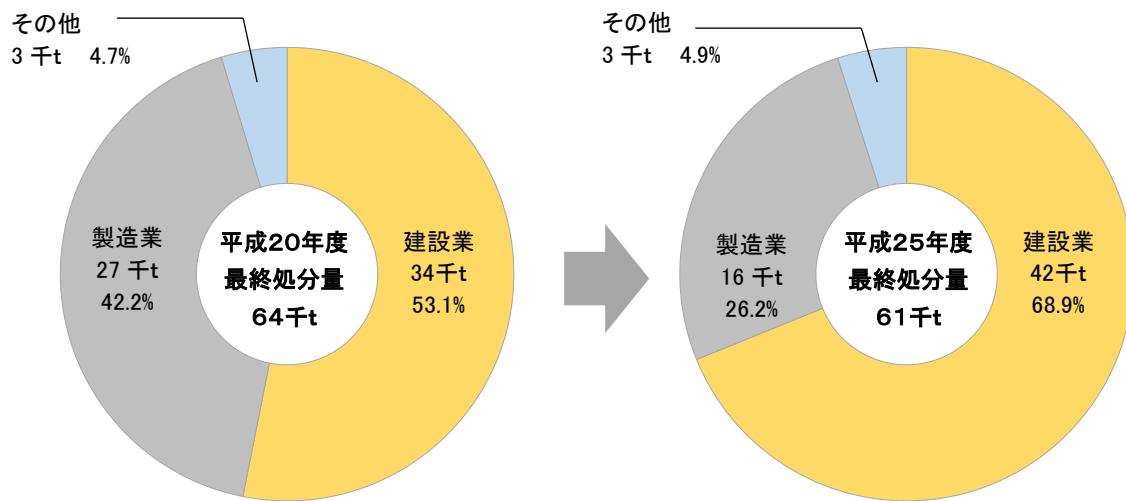


図 3 最終処分量（平成 20 年度及び平成 25 年度）

[出典：第 3 次青森県循環型社会形成推進計画]

## 2 建設工事の状況

### (1) 建設リサイクル法に基づく対象建設工事の届出・通知件数

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）において、一定規模以上の建設工事（対象建設工事）を行う場合、工事に着手する 7 日前までに、発注者又は自主施工者が知事等に届け出ること（国の機関又は地方公共団体が対象建設工事に該当する工事を発注する場合は、知事等に通知すること）とされています。

本県の平成 25 年度から平成 29 年度における対象建設工事の届出件数及び通知件数は表 1 のとおりであり、平成 25 年度が高水準となった後、平成 26 年度以降は、ほぼ横ばいで推移しています。

表 1 建設リサイクル法に基づく対象建設工事の届出・通知件数の推移（件）

年 度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
建築物に係る 解 体 工 事	届出	3,113	2,427	2,550	2,717	2,615
	通知	97	84	71	62	77
建築物に係る 新 築 工 事 等	届出	142	126	143	164	133
	通知	50	38	65	40	48
その他の工作物 等に係る工事	届出	528	444	411	470	440
	通知	2,841	2,432	2,343	2,684	2,350
計	届出	3,783	2,997	3,104	3,351	3,188
	通知	2,988	2,554	2,479	2,786	2,475

[出典：青森県]

## (2) 新設住宅着工件数

本県の平成 25 年度から平成 29 年度における新設住宅の着工件数は表 2 のとおりであり、平成 25 年度が高水準となった後、平成 26 年度は一時的に減少、平成 27 年度以降は再び増加傾向となっています。

**表 2 新設住宅着工件数の推移**

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
着工件数(件)	6,454	5,530	5,826	6,513	6,454
着工床面積(千m <sup>2</sup> )	631	581	596	649	654

[出典：建築着工統計（青森県）]

## 3 産業廃棄物の不法投棄等の状況

本県の平成 25 年度から平成 29 年度における産業廃棄物の不法投棄等発見件数及び解決件数の推移は表 3 のとおりであり、発見件数に変動はあるものの、発見年度内の解決率は概ね 50% 程度で推移しています。

**表 3 産業廃棄物の不法投棄等発見件数及び解決件数の推移**

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
発見件数	143	131	93	104	84
解決件数 (解決率)	63 (44.1%)	64 (48.9%)	47 (50.5%)	50 (48.1%)	37 (44.0%)

注 1 建設系廃棄物以外の産業廃棄物の不法投棄等を含む。

2 青森市及び八戸市の件数を含む。

[出典：環境白書（青森県）]

また、比較的規模の大きい廃棄物量 10 トン以上の産業廃棄物の不法投棄等発見件数と、そのうち、建設系廃棄物の占める割合は表 4 のとおりであり、建設系廃棄物によるものが平成 25 年度以降は 6 割以上を占めており、全国的に見ても建設系廃棄物による不法投棄等が多い状況となっています。

**表 4 廃棄物量 10 トン以上の産業廃棄物の不法投棄等発見件数の推移（件）**

年 度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
青 森 県	発見件数	31	30	25	32	34
	うち建設系 (割合)	17 (54.8%)	21 (70.0%)	17 (68.0%)	20 (62.5%)	21 (61.8%)
全 国	発見件数	366	318	311	404	263
	うち建設系 (割合)	272 (74.3%)	256 (80.5%)	244 (78.5%)	313 (77.5%)	205 (77.9%)

[出典：産業廃棄物の不法投棄等の状況について（環境省）、青森県、青森市、八戸市]

## 1 目標

建設系廃棄物の発生から処理までの間に関係する各主体が、課題に対する取組を積極的に実施することにより、「建設系廃棄物の大規模な不法投棄<sup>注)</sup>について、概ね 10 年以内の撲滅に向け、建設系廃棄物の適正処理を推進する。」ことを目標とします。

注) 大規模な不法投棄とは、環境省が公表している 10 トン以上の不法投棄とします（不適正保管及び野焼きは含まない。）。

## 2 指針の進行管理

指針の進行管理については、建設系廃棄物の適正処理推進に向けた方策の協議・検討を目的に設置した「青森県建設系廃棄物適正処理推進会議」において、各主体における取組の実施状況等を確認し、目標に向けて取り組んでいくこととします。

「II 現状」や平成28年度に建設系廃棄物を排出する可能性のある事業者及び産業廃棄物処分業者に対して実施した「建設系廃棄物処理状況実態調査結果」(P22参照。以下「アンケート調査」という。)などを踏まえて検討したところ、建設系廃棄物の適正処理においては、以下に掲げる課題があると考えられます。

#### 1 建設系廃棄物の排出量等の増加

本県の産業廃棄物全体の排出量について、平成20年度と平成25年度を比較すると、概ね横ばいとなっていますが、一方、建設系廃棄物の排出量や最終処分量は増加しています。

また、近年の新設住宅着工件数や建設リサイクル法に基づく届出件数の推移を見ると、いずれも増加傾向にあり、建設系廃棄物の排出量及び最終処分量も今後増加する可能性があります。

このような状況から、環境への負荷を低減していくためには建設系廃棄物の最終処分量を減少させる必要があります。

#### 2 適正処理の推進

アンケート調査では、「十分な廃棄物処理費用が含まれていなくても解体工事を受注する」、「発注者から依頼がなければ石綿の事前調査を行わない」と回答した事業者があったほか、「処理費用が安いことを最優先して産業廃棄物処理業者を選定している」、「自社のリサイクル率を把握していない」と回答した事業者もありました。

このような状況は、建設・解体工事全般に係る関係法令への認識が不十分な事業者や、廃棄物処理が環境に与える影響を考慮していない事業者が一定程度存在することを示唆しています。

また、本県における廃棄物量10トン以上の産業廃棄物の不法投棄等発見件数を見ると、平成25年度以降はその6割以上が建設系廃棄物に係るものであり、今後、建設系廃棄物の排出量が増加した場合には、不法投棄等件数も増えていく可能性があるため、不法投棄等防止対策を一層強化していくことが必要です。

#### 3 持続可能な処理体制の構築

産業廃棄物処理業界は、零細な事業者が多く、人口減少による労働力不足が顕在化しつつあります。一方、排出事業者責任を全うするための重要な役割を果たす社会インフラでもあり、適正処理推進と循環型社会構築という重責をも担うことから、産業廃棄物処理業者の体制強化等に取り組むことが必要です。

また、企業規模の問題などから、関係法令に関する知識や先端技術に関する情報を収集・活用できる人材を十分に確保できない事業者もあるものと考えられることから、産業廃棄物処理業界はこのような人材を確保・育成していくことも必要であり、県及び中核市は、優良な産業廃棄物処理業者の育成と支援に取り組むことが必要です。

#### 4 各主体の連携と情報共有

建設系廃棄物は、建設・解体工事の実施に伴い、一定の場所から短期間に大量に排出されるという特性を有することから、発注者、元請業者等の施工者、産業廃棄物処理業者などの各主体が連携を強化し、建設系廃棄物を適正処理するための関係情報を共有することが必要です。

建設系廃棄物の適正処理の推進に向けた課題を踏まえ、各課題に対する解決の方向性と取組項目の具体例について、以下のとおり整理しました。

### ／課題1 建設系廃棄物の排出量等の増加

今後も排出量の増加が見込まれる建設系廃棄物については、最終処分量の増加による環境への負荷を可能な限り低減していく必要があります。

#### 【課題解決の方向性(1) 最終処分量の減量】

建設系廃棄物の排出量の抑制と分別解体の徹底などによる再資源化等をより一層推進し、最終処分量を減少させる必要があります。

##### 〔取組項目〕

- ① 排出量の抑制
- ② 3Rに配慮した工事
- ③ 再資源化の推進
- ④ 技術習得の支援

##### 【取組項目の具体例】

###### ① 排出量の抑制

→ 発注者は、建設副産物の発生の抑制が図られるような建設・解体工事の計画及び設計を行う。

###### ② 3Rに配慮した工事

→ 元請業者等の施工者は、分別解体を徹底する。  
→ 元請業者等の施工者は、廃棄物の分別を工事現場で行い、特定建設資材廃棄物は適正に分別・再資源化（リサイクル）する。  
→ 発注者は、分別解体に係る適切な費用を支払う。

###### ③ 再資源化の推進

→ 産業廃棄物処理業者は、廃棄物の再資源化に積極的に取り組み、再資源化できないものについては適正に処分する。

###### ④ 技術習得の支援

→ 建設・解体業者及び産業廃棄物処理業者が加入する関係団体は、分別解体や再資源化に係る技術等の向上に関する情報を提供する。  
→ 県及び中核市は、業界団体への加入の有無にかかわらず、広く建設・解体業者及び産業廃棄物処理業者を対象に、分別解体や再資源化に係る技術の普及・教育、指導を行う。

## 【課題解決の方向性(2) 排出事業者の意識改革】

元請業者は、自らの責任において廃棄物の適正処理を行うとともに、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化並びに再生資材の活用を積極的に推進するほか、排出事業者としての役割を確実に果たす。

### [取組項目]

- ① 排出事業者責任の所在の周知徹底
- ② 排出事業者が講すべき措置の確認と実施
- ③ 排出事業者における社会的責任と情報開示

### 【取組項目の具体例】

#### ① 排出事業者責任の所在の周知徹底

- 県、中核市及び産業廃棄物処理業関係団体は、建設工事においては、元請業者が排出事業者となり、廃棄物の処理責任を負うことを周知する。
- 県及び中核市は、排出事業者による廃棄物処理責任の徹底を図るため、国が作成した「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」などの活用を促し、必要な措置を講ずるよう指導を強化する。

#### ② 排出事業者が講すべき措置の確認と実施

- 建設工事における元請業者は、自らが排出事業者責任を負うことを認識し、「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」等を参考に、必要な措置の確認と適正な実施に取り組む。

#### ③ 排出事業者における社会的責任と情報開示

- 建設工事における元請業者は、産業廃棄物処理業者における資源循環促進や低炭素社会の推進などの環境配慮への取組を評価した上で適正な業者選定に努め、その結果を環境報告書やCSR報告書に記載するなど、廃棄物処理・リサイクル関連情報の積極的な開示を行う。

## 課題2 適正処理の推進

建設系廃棄物の適正処理を推進していくためには、建設・解体工事の発注者、元請業者等の施工者、産業廃棄物処理業者などの各主体が、それぞれの役割と責任を十分に認識し、特に以下の項目について適切に対応する必要があります。

### 【課題解決の方向性(1) 法令遵守による適正処理の推進】

建設系廃棄物を適正処理するためには、建設・解体工事全体について、関係法令に則って施工する必要がありますが、関係法令が多岐にわたることから、発注者、元請業者等の施工者、産業廃棄物処理業者などの事業者はその知識の習得に努めていく必要があります。

#### [取組項目]

- ① 関係法令の習得
- ② 法令を遵守した適切な建設・解体工事の実施
- ③ 石綿への適切な対応
- ④ P C B (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物への適切な対応
- ⑤ 優良認定の取得
- ⑥ 建設資材廃棄物の引渡完了報告制度の円滑な運用
- ⑦ 電子マニフェストの普及・拡大

#### 【取組項目の具体例】

##### ① 関係法令の習得

- 関係団体、県及び中核市は、発注者や元請業者等の施工者を対象に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「P C B特別措置法」という。）等の環境関連法令や、建設リサイクル法等に関する研修会の開催等により、普及啓発を行う。
- 発注者、元請業者等の施工者及び産業廃棄物処理業者は、上記関連法令に加え、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の知識を習得するため、国、県等が開催する研修会などに積極的に参加する。

##### ② 法令を遵守した適切な建設・解体工事の実施

- 元請業者等の施工者は、関係法令に基づき、適切な建設・解体工事を行うとともに、元請業者は、建設資材廃棄物の引渡完了報告制度の対象となる場合（建設工事リサイクル法に基づく届出が必要な工事）は、建設資材廃棄物を産業廃棄物処分業者に引き渡したことの報告を行う。

##### ③ 石綿への適切な対応

- 発注者は、「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン（平成29年4月環境省）」を参考に、住民説明会の開催等により周辺住民等とのリスクコミュニケーションを積極的に実施する。
- 元請業者は、建設・解体工事の実施に当たり、関係法令に定められた石綿の有無に関する掲示を行う。
- 元請業者は、関係法令に基づき、適切な事前調査と除去工事を行う。
- 元請業者は、飛散性のもの（吹付け石綿、保温材、断熱材等）は廃石綿等（特別管理産業廃棄物）として、非飛散性のもの（スレート材、ケミカル板、石膏ボード等）は石

綿含有産業廃棄物として、それぞれ分別した後、自ら処理又は委託処理する。

→ 産業廃棄物処理業者は、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物等を適正に処理する。

#### ④ P C B (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物への適切な対応

→ 発注者(建物所有者)はP C B廃棄物の保管事業者であることから、P C B特別措置法に基づき、自らの責任において確実かつ適正に処理する。

→ 発注者は、解体工事の発注に当たり、事前に、電気主任技術者等の資格を有する者に委託するなど、P C Bを含有する変圧器、コンデンサー及び蛍光灯安定器等の保管状況を調査する。

→ 発注者は、把握したP C B廃棄物について、特別管理廃棄物収集運搬業者への委託などにより解体現場以外の場所に運搬し、処理施設で処理されるまでの間、廃棄物処理法に基づき、保管状況を点検し、適正に保管するとともに、保管に関する掲示を行う。

→ 発注者は、P C B廃棄物について、高濃度の場合は変圧器、コンデンサーが平成34年(2022年)3月31日、蛍光灯安定器等が平成35年(2023年)3月31日まで、低濃度の場合は平成39年(2027年)3月31日までに、それぞれ、特別管理産業廃棄物処理業者に処分委託する。

→ 元請業者等の施工者は、解体工事においてP C Bを含有する変圧器、コンデンサー又は蛍光灯安定器等が残置されていることを確認した場合は、速やかに発注者に連絡し、廃棄物処理法に基づき適正に保管するよう要請する。

→ 特別管理産業廃棄物処理業者は、P C B廃棄物を適正に処理する。

#### ⑤ 優良認定の取得

→ 産業廃棄物処理業者は、法令に基づく優良産廃処理業者認定制度における認定の取得に努める。

#### ⑥ 建設資材廃棄物の引渡完了報告制度の円滑な運用

→ 県及び中核市は、正当な理由なく当該制度に基づく報告書が提出されない場合は、催告を実施するほか、廃棄物処理法に基づく報告の徴収を実施するなど、厳正に対処する。

→ 県及び中核市は、関係団体と情報交換の場を設け、発注者や自主施工者からの届出状況や課題に係る対応方針を共有し、元請業者等の施工者及び産業廃棄物処理業者に対して統一した指導を行う。

#### ⑦ 電子マニフェストの普及・拡大

→ 県及び中核市は、ホームページ、排出事業者及び産業廃棄物処理業者を対象とした会議、研修等において、電子マニフェストの導入を推奨するほか、必要に応じてチラシを配付する。

## 【課題解決の方向性(2) 不法投棄等の防止対策・連携の強化】

本県における廃棄物量10トン以上の産業廃棄物の不法投棄等発見件数の概ね6割以上が建設系廃棄物であることを踏まえれば、県及び中核市が中心となって建設・解体工事に関わる事業者と連携・協力し、不法投棄等の未然防止、早期発見、早期解決に向けた取組をより一層強化していく必要があります。

また、特に悪質な事案に対しては、刑事罰を科すことを前提に、警察と連携して対応することも必要です。

### [取組項目]

- ① 不法投棄等の防止に向けた普及啓発活動の充実・強化
- ② 不法投棄等の防止に向けた活動への参加
- ③ 地域の見守りによる不法投棄等の監視
- ④ 監視・指導の強化
- ⑤ 悪質事案への警察と連携した厳格対応

### 【取組項目の具体例】

#### ① 不法投棄等の防止に向けた普及啓発活動の充実・強化

→ 県民、事業者、民間団体、県及び市町村は、不法投棄の未然防止に向けたキャンペーン等の普及啓発活動を協働で実施する。

#### ② 不法投棄等の防止に向けた活動への参加

→ 建設・解体工事に係る発注者、元請業者等の施工者及び産業廃棄物処理業者並びに県民は、各団体等が実施する不法投棄等の未然防止に向けた普及啓発活動に積極的に参加する。

#### ③ 地域の見守りによる不法投棄等の監視

→ 県民は、地域の工事施工現場に掲げられている掲示板などをチェックする。

→ 県民は、地域で行われる建設・解体工事について不適切な行為が疑われる場合は、県又は市町村に連絡する。

→ 県民は、発注者等が実施する説明会に積極的に出席し、石綿の飛散やPCBの漏えい等に係るリスクや飛散・漏えい防止対策の内容と効果などに関する正確な情報を入手し、相互に意見交換して意思疎通を図る。

#### ④ 監視・指導の強化

→ 県及び中核市は、不法投棄等の未然防止及び早期発見に向けて、関係機関と連携し、休日や早朝・夜間のパトロール、監視カメラの設置などの各種取組を実施する。

#### ⑤ 悪質事案への警察と連携した厳格対応

→ 県及び市町村は、警察と連携して、不法投棄等の早期発見を目的とした巡回活動や車両点検等を行う。また、不法投棄等を発見した場合は、積極的に警察と情報交換する。

→ 県及び中核市は、事案の悪質性等の程度を勘案の上、必要に応じて警察への告発等を検討する。

### 課題3 持続可能な処理体制の構築

社会インフラとしての産業廃棄物処理業者の体制強化と顕在化しつつある産業廃棄物処理業界の労働力不足の解消に取り組む必要があります。

#### 【課題解決の方向性(1) 産業廃棄物処理業者の体制強化】

産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理に関する専門的な知識・技術を有する者として、都道府県知事等から事業の許可を受けた者であるとともに、建設系廃棄物の適正処理の推進と循環型社会構築という重責を担う者であることから、社会インフラとも言えます。その一方で、企業規模が小さく、自社では十分な人材確保が難しい産業廃棄物処理業者も存在することから、県及び中核市には、適切な助言及び支援を行う役割が求められます。

また、産業廃棄物処理業界が、このような役割を果たしていくためには、排出事業者はもちろん社会全体からも更に信頼されるようイメージの向上に努めていく必要があります。

##### 【取組項目】

- ① 廃棄物処理の専門家としての役割強化
- ② 積極的な人材育成と確保
- ③ 優良な産業廃棄物処理業者の育成と支援

##### 【取組項目の具体例】

###### ① 廃棄物処理の専門家としての役割強化

- 産業廃棄物処理業者は、廃棄物処理や再資源化に係る技術等の向上に資する情報を収集し、排出事業者に積極的に提案する。
- 産業廃棄物処理業者は、日々の業務の中で、マニフェストの記載内容や廃棄物の保管に不適切な事例を見かけた場合は、排出事業者に積極的に助言する。
- 産業廃棄物処理業者は、排出事業者が産業廃棄物処理業者を選択する際に活用できるよう、自社の法令遵守や環境保全の取組、優良認定業者であること等の情報をホームページなどで積極的に公表する。

###### ② 積極的な人材育成と確保

- 産業廃棄物処理業者は、関係団体が実施する研修会、能力テスト、検定試験など、人材の育成を目的とした様々なプログラムを積極的に活用する。
- 産業廃棄物処理業者は、従業員の労働環境の向上に努める。

###### ③ 優良な産業廃棄物処理業者の育成と支援

- 県及び中核市は、廃棄物の処理に関する研修会や立入検査の際に行う指導・助言などの機会を通じて、関係法令を熟知し遵法意識の高い優良な産業廃棄物処理業者を育成する。
- 県及び中核市は、優良産廃処理業者認定制度の適切な運用を図るために広報活動を行うとともに、排出事業者に対し、処理委託の際に同制度に基づく優良認定業者を優先して選択するよう働きかけを行う。また、優良認定業者の事業拡大を図る仕組みづくりの検討を行う。
- 県及び中核市は、先進的な取組を進める優れた産業廃棄物処理業者を育成するため、先進的技術やビジネスモデル導入に対する制度運用上の助言や支援の検討を行う。
- 県及び市町村は、必要に応じて、中小企業支援機関や経営に関する専門家を紹介するなどにより、合併等による企業規模の拡大や事業協同組合の設立などを支援する。

## 【課題解決の方向性(2) 関係団体における活動の充実】

産業廃棄物処理業界の振興を図るため、関係団体は、産業廃棄物処理業者における新たな技術の習得や人材の育成を支援していく必要があります。

### [取組項目]

- ① 技術習得や人材育成の支援

### 【取組項目の具体例】

#### ① 技術習得や人材育成の支援

→ 関係団体は、人材の育成を目的とした研修会、能力テスト、検定試験などの様々なプログラムに関する情報を積極的に提供する。

## ／課題4 各主体の連携と情報共有

建設系廃棄物の適正処理を徹底するためには、発注者、元請業者等の施工者、産業廃棄物処理業者など多岐にわたる事業者の間で、建設・解体工事に係る諸手続や施工方法、有害物質の取扱い、再資源化に係る施設、技術及び需要の動向、優良な産業廃棄物処理業者等に関する情報の共有が必要です。

## 【課題解決の方向性(1) 事業者、関係団体、県民、県及び市町村の連携強化】

発注者、元請業者等の施工者及び産業廃棄物処理業者は、建設・解体工事の施工時期が集中することにより、建設系廃棄物が地域の産業廃棄物処理業者の処理能力を超過し、不適正処理や不法投棄につながることのないよう、事業者間で連絡・調整する必要があります。

本県の恵まれた自然環境や生活環境を次世代に引き継いでいくため、「地域の環境は地域で守る」という意識のもと、県民が環境保全活動に積極的に取り組むことが必要です。

### [取組項目]

- ① 事業者間の調整による施工時期又は廃棄物処理委託時期の適正化
- ② 地域の環境保全活動への積極的参加

### 【取組項目の具体例】

#### ① 事業者間の調整による施工時期又は廃棄物処理委託時期の適正化

→ 発注者及び元請業者は、建設・解体工事の施工時期や現場で発生した廃棄物の処理委託時期について、可能な限り地域の産業廃棄物処理業者と調整を行い、処理委託量の平準化に努めるとともに、当初廃棄物の処理を想定していた施設において廃棄物の受入れが制限されている事実を確認した場合は、他の受入可能な施設へ変更するなどの対応を検討する。

→ 産業廃棄物処理業者は、保管上限に達するおそれがある等の理由から、廃棄物の受入れを制限する場合は、事前にその廃棄物の種類や制限する期間等の情報をホームページに掲載するなどの方法により、地域の排出事業者に情報提供する。

#### ② 地域の環境保全活動への積極的参加

→ 県民は、産業廃棄物処理業者が地域の課題解決に取り組む環境学習プログラムや施設見学に積極的に参加する。

→ 県及び市町村は、環境問題に対する県民の理解と認識を深めるため、県民向けの環境教育・環境学習機会の提供に取り組む。

## 【課題解決の方向性(2) 産業廃棄物処理に係る情報共有の推進】

発注者は、建設・解体工事の発注に当たり、建設系廃棄物を適正に処理することの必要性・重要性を十分認識し、施工方法や内容を元請業者と詳細に調整した上で、適切な費用を負担する必要があります。

元請業者は、優良な産業廃棄物処理業者の育成を通して建設系廃棄物の適正処理を推進する観点から、産業廃棄物処理業者の選定に当たっては、処理料金のみで比較するのではなく、再資源化率の向上や低炭素化への取組、就労環境の改善や資格取得支援等の人材育成の促進など、処理料金以外の付加価値に関する情報を日頃の事業活動の中で収集し、これを積極的に評価した上で選定を行う必要があります。

### [取組項目]

- ① 適正評価に基づく元請業者、産業廃棄物処理業者の選定
- ② 建設系廃棄物に関する情報提供と普及啓発

### 【取組項目の具体例】

#### ① 適正評価に基づく元請業者、産業廃棄物処理業者の選定

- 発注者は、コスト情報に加え、法令遵守や情報公開、環境保全の取組などの情報を収集し、優良な元請業者を選定する。
- 元請業者は、コスト情報に加え、法令遵守や情報公開、環境保全の取組などの情報を収集し、優良な産業廃棄物処理業者を選定する。
- 産業廃棄物処理業者は、自社の法令遵守や環境保全の取組などの情報をホームページなどで積極的に公表するとともに、優良産廃処理業者認定制度を活用した優良認定の取得に努める。

#### ② 建設系廃棄物に関する情報提供と普及啓発

- 県及び建築主事を置く市は、建設系廃棄物のリサイクルの重要性に係る理解を深めるため、元請業者等の施工者を対象として講習会や説明会を開催する。
- 県及び建築主事を置く市は、解体工事業界への分別解体技術の普及・教育、指導を推進する。
- 県及び中核市は、建設・解体工事の発注者が周辺住民を対象としたリスクコミュニケーションを実施する際、工事における石綿の飛散に関する相談や問合せへの回答のほか、石綿の漏えい又は飛散事故等が発生した場合は、連携して対応状況の説明等を行う。
- 県及び中核市は、建設・解体工事によるP C Bの漏えい等の事故が発生した場合は、保管事業者に対し、人の健康及び生活環境に係る被害の発生を防止するための措置を講じるとともに、その原因となった廃棄物等について、P C B特別措置法に定める期限までに、確実かつ適正に処理するよう、連携して指導等を行う。
- 県及び市町村は、その他、所管法令等に関する各種パンフレットの作成や、広報活動等を継続的に実施する。

## 【巻末資料】

- ・各主体に求められる取組の一覧
- ・用語の説明
- ・建設系廃棄物処理状況実態調査結果（平成 28 年度）
- ・青森県建設系廃棄物適正処理推進会議設置要綱

## 【各主体に求められる取組の一覧】

課題	課題解決の方向性	取組項目
課題1 建設系廃棄物の排出量等の増加	(1) 最終処分量の減量	① 排出量の抑制 ② 3Rに配慮した工事 ③ 再資源化の推進 ④ 技術習得の支援
	(2) 排出事業者の意識改革	① 排出事業者責任の所在の周知徹底 ② 排出事業者が講すべき措置の確認と実施 ③ 排出事業者における社会的責任と情報開示
課題2 適正処理の推進	(1) 法令遵守による適正処理の推進	① 関係法令の習得 ② 法令を遵守した適切な建設・解体工事の実施 ③ 石綿への適切な対応 ④ PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物への適切な対応 ⑤ 優良認定の取得 ⑥ 建設資材廃棄物の引渡完了報告制度の円滑な運用 ⑦ 電子マニフェストの普及・拡大

取組項目の具体例
○ 発注者は、建設副産物の発生の抑制が図られるような建設・解体工事の計画及び設計を行う。
○ 元請業者等の施工者は、分別解体を徹底する。
○ 元請業者等の施工者は、廃棄物の分別を工事現場で行い、特定建設資材廃棄物は適正に分別・再資源化(リサイクル)する。
○ 発注者は、分別解体に係る適切な費用を支払う。
○ 産業廃棄物処理業者は、廃棄物の再資源化に積極的に取り組み、再資源化できないものについては適正に処分する。
○ 建設・解体業者及び産業廃棄物処理業者が加入する関係団体は、分別解体や再資源化に係る技術等の向上に関する情報を提供する。
○ 県及び中核市は、業界団体への加入の有無にかかわらず、広く建設・解体業者及び産業廃棄物処理業者を対象に、分別解体や再資源化に係る技術の普及・教育、指導を行う。
○ 県、中核市及び産業廃棄物処理業関係団体は、建設工事においては、元請業者が排出事業者となり、廃棄物の処理責任を負うことと周知する。
○ 県及び中核市は、排出事業者による廃棄物処理責任の徹底を図るため、国が作成した「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」などの活用を促し、必要な措置を講ずるよう指導を強化する。
○ 建設工事における元請業者は、自らが排出事業者責任を負うことを認識し、「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」等を参考に、必要な措置の確認と適正な実施に取り組む。
○ 建設工事における元請業者は、産業廃棄物処理業者における資源循環促進や低炭素社会の推進などの環境配慮への取組を評価した上で適正な業者選定に努め、その結果を環境報告書やCSR報告書に記載するなど、廃棄物処理・リサイクル関連情報の積極的な開示を行う。
○ 関係団体、県及び中核市は、発注者や元請業者等の施工者を対象に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)及びボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。)等の環境関連法令や、建設リサイクル法等に関する研修会の開催等により、普及啓発を行う。
○ 発注者、元請業者等の施工者及び産業廃棄物処理業者は、上記関連法令に加え、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の知識を習得するため、国、県等が開催する研修会などに積極的に参加する。
○ 元請業者等の施工者は、関係法令に基づき、適切な建設・解体工事を行うとともに、元請業者は、建設資材廃棄物の引渡完了報告制度の対象となる場合(建設工事リサイクル法に基づく届出が必要な工事)は、建設資材廃棄物を産業廃棄物処分業者に引き渡したことの報告を行う。
○ 発注者は、「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン(平成29年4月環境省)」を参考に、住民説明会の開催等により周辺住民等とのリスクコミュニケーションを積極的に実施する。
○ 元請業者は、建設・解体工事の実施に当たり、関係法令に定められた石綿の有無等に関する掲示を行う。
○ 元請業者は、関係法令に基づき、適切な事前調査と除去工事を行う。
○ 元請業者は、飛散性のもの(吹付け石綿、保温材、断熱材等)は廃石綿等(特別管理産業廃棄物)として、非飛散性のもの(スレート材、ケミカル板、石膏ボード等)は石綿含有産業廃棄物として、それぞれ分別した後、自ら処理又は委託処理する。
○ 産業廃棄物処理業者は、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物等を適正に処理する。
○ 発注者(建物所有者)はPCB廃棄物の保管事業者であることから、PCB特別措置法に基づき、自らの責任において確実かつ適正に処理する。
○ 発注者は、解体工事の発注に当たり、事前に、電気主任技術者等の資格を有する者に委託するなど、PCBを含有する変圧器、コンデンサー及び蛍光灯安定器等の保管状況を調査する。
○ 発注者は、把握したPCB廃棄物について、特別管理廃棄物収集運搬業者への委託などにより解体現場以外の場所に運搬し、処理施設で処理されるまでの間、廃棄物処理法に基づき、保管状況を点検し、適正に保管するとともに、保管に関する掲示を行う。
○ 発注者は、PCB廃棄物について、高濃度の場合は変圧器、コンデンサーが平成34年(2022年)3月31日、蛍光灯安定器等が平成35年(2023年)3月31日まで、低濃度の場合は平成39年(2027年)3月31日までに、それぞれ、特別管理産業廃棄物処理業者に処分委託する。
○ 元請業者等の施工者は、解体工事においてPCBを含有する変圧器、コンデンサー又は蛍光灯安定器等が残置されていることを確認した場合は、速やかに発注者に連絡し、廃棄物処理法に基づき適正に保管するよう要請する。
○ 特別管理産業廃棄物処理業者は、PCB廃棄物を適正に処理する。
○ 産業廃棄物処理業者は、法令に基づく優良産廃処理業者認定制度における認定の取得に努める。
○ 県及び中核市は、正当な理由なく当該制度に基づく報告書が提出されない場合は、催告を実施するほか、廃棄物処理法に基づく報告の徴収を実施するなど、厳正に対処する。
○ 県及び中核市は、関係団体と情報交換の場を設け、発注者や自主施工者からの届出状況や課題に係る対応方針を共有し、元請業者等の施工者及び産業廃棄物処理業者に対して統一した指導を行う。
○ 県及び中核市は、ホームページ、排出事業者及び産業廃棄物処理業者を対象とした会議、研修等において、電子マニフェストの導入を推奨するほか、必要に応じてチラシを配付する。

課題	課題解決の方向性	取組項目
	(2) 不法投棄等の防止対策・連携の強化	① 不法投棄等の防止に向けた普及啓発活動の充実・強化 ② 不法投棄等の防止に向けた活動への参加 ③ 地域の見守りによる不法投棄等の監視 ④ 監視・指導の強化 ⑤ 悪質事案への警察と連携した厳格対応
課題3 持続可能な処理体制の構築	(1) 産業廃棄物処理業者の体制強化	① 廃棄物処理の専門家としての役割強化 ② 積極的な人材育成と確保 ③ 優良な産業廃棄物処理業者の育成と支援
	(2) 関係団体における活動の充実	① 技術習得や人材育成の支援
課題4 各主体の連携と情報共有	(1) 事業者、関係団体、県民、県及び市町村の連携強化	① 事業者間の調整による施工時期又は廃棄物処理委託時期の適正化 ② 地域の環境保全活動への積極的参加
	(2) 産業廃棄物処理に係る情報共有の推進	① 適正評価に基づく元請業者、産業廃棄物処理業者の選定 ② 建設系廃棄物に関する情報提供と普及啓発

取組項目の具体例
○ 県民、事業者、民間団体、県及び市町村は、不法投棄の未然防止に向けたキャンペーン等の普及啓発活動を協働で実施する。
○ 建設・解体工事に係る発注者、元請業者等の施工者及び産業廃棄物処理業者並びに県民は、各団体等が実施する不法投棄等の未然防止に向けた普及啓発活動に積極的に参加する。
○ 県民は、地域の工事施工現場に掲げられている掲示板などをチェックする。
○ 県民は、地域で行われる建設・解体工事について不適切な行為が疑われる場合は、県又は市町村に連絡する。
○ 県民は、発注者等が実施する説明会に積極的に出席し、石綿の飛散やPCBの漏えい等に係るリスクや飛散・漏えい防止対策の内容と効果などに関する正確な情報を入手し、相互に意見交換して意思疎通を図る。
○ 県及び中核市は、不法投棄等の未然防止及び早期発見に向けて、関係機関と連携し、休日や早朝・夜間のパトロール、監視カメラの設置などの各種取組を実施する。
○ 県及び市町村は、警察と連携して、不法投棄等の早期発見を目的とした巡回活動や車両点検等を行う。また、不法投棄等を発見した場合は、積極的に警察と情報交換する。
○ 県及び中核市は、事案の悪質性等の程度を勘案の上、必要に応じて警察への告発等を検討する。
○ 産業廃棄物処理業者は、廃棄物処理や再資源化に係る技術等の向上に資する情報を収集し、排出事業者に積極的に提案する。
○ 産業廃棄物処理業者は、日々の業務の中で、マニフェストの記載内容や廃棄物の保管に不適切な事例を見かけた場合は、排出事業者に積極的に助言する。
○ 産業廃棄物処理業者は、排出事業者が産業廃棄物処理業者を選択する際に活用できるよう、自社の法令遵守や環境保全の取組、優良認定業者であること等の情報をホームページなどで積極的に公表する。
○ 産業廃棄物処理業者は、関係団体が実施する研修会、能力テスト、検定試験など、人材の育成を目的とした様々なプログラムを積極的に活用する。
○ 産業廃棄物処理業者は、従業員の労働環境の向上に努める。
○ 県及び中核市は、廃棄物の処理に関する研修会や立入検査の際に行う指導・助言などの機会を通じて、関係法令を熟知し遵法意識の高い優良な産業廃棄物処理業者を育成する。
○ 県及び中核市は、優良産廃処理業者認定制度の適切な運用を図るために広報活動を行うとともに、排出事業者に対し、処理委託の際に同制度に基づく優良認定業者を優先して選択するよう働きかけを行う。また、優良認定業者の事業拡大を図る仕組みづくりの検討を行う。
○ 県及び中核市は、先進的な取組を進める優れた産業廃棄物処理業者を育成するため、先進的技術やビジネスモデル導入に対する制度運用上の助言や支援の検討を行う。
○ 県及び市町村は、必要に応じて、中小企業支援機関や経営に関する専門家を紹介するなどにより、合併等による企業規模の拡大や事業協同組合の設立などを支援する。
○ 関係団体は、人材の育成を目的とした研修会、能力テスト、検定試験などの様々なプログラムに関する情報を積極的に提供する。
○ 発注者及び元請業者は、建設・解体工事の施工時期や現場で発生した廃棄物の処理委託時期について、可能な限り地域の産業廃棄物処理業者と調整を行い、処理委託量の平準化に努めるとともに、当初廃棄物の処理を想定していた施設において廃棄物の受け入れが制限されている事実を確認した場合は、他の受入可能な施設へ変更するなどの対応を検討する。
○ 産業廃棄物処理業者は、保管上限に達するおそれがある等の理由から、廃棄物の受け入れを制限する場合は、事前にその廃棄物の種類や制限する期間などの情報をホームページに掲載するなどの方法により、地域の排出事業者に情報提供する。
○ 県民は、産業廃棄物処理業者が地域の課題解決に取り組む環境学習プログラムや施設見学に積極的に参加する。
○ 県及び市町村は、環境問題に対する県民の理解と認識を深めるため、県民向けの環境教育・環境学習機会の提供に取り組む。
○ 発注者は、コスト情報に加え、法令遵守や情報公開、環境保全の取組などの情報を収集し、優良な元請業者を選定する。
○ 元請業者は、コスト情報に加え、法令遵守や情報公開、環境保全の取組などの情報を収集し、優良な産業廃棄物処理業者を選定する。
○ 産業廃棄物処理業者は、自社の法令遵守や環境保全の取組などの情報をホームページなどで積極的に公表するとともに、優良産廃処理業者認定制度を活用した優良認定の取得に努める。
○ 県及び建築主を置く市は、建設系廃棄物のリサイクルの重要性に係る理解を深めるため、元請業者等の施工者を対象として講習会や説明会を開催する。
○ 県及び建築主を置く市は、解体工事業界への分別解体技術の普及・教育、指導を推進する。
○ 県及び中核市は、建設・解体工事の発注者が周辺住民を対象としたリスクコミュニケーションを実施する際、工事における石綿の飛散に関する相談や問合せへの回答のほか、石綿の漏えい又は飛散事故等が発生した場合は、連携して対応状況の説明等を行う。
○ 県及び中核市は、建設・解体工事によるPCBの漏えい等の事故が発生した場合は、保管事業者に対し、人の健康及び生活環境に係る被害の発生を防止するための措置を講じるとともに、その原因となった廃棄物等について、PCB特別措置法に定める期限までに、確実かつ適正に処理するよう、連携して指導等を行う。
○ 県及び市町村は、その他、所管法令等に関する各種パンフレットの作成や、広報活動等を継続的に実施する。

## 【用語の説明】

### ○青森県建設系廃棄物適正処理推進会議

建設系廃棄物の適正処理推進に向けた方策について協議・検討するため、建設・解体工事や廃棄物処理などに関係する団体と行政から構成された組織です。

### ○建設資材廃棄物の引渡完了報告制度

青森県における産業廃棄物の不法投棄等の多くを占める建設・解体工事に伴い排出される建設系廃棄物に係る対策として、一定規模以上の工事の元請業者等に対し、建設資材廃棄物を産業廃棄物処分業者に引き渡したことを報告していただく制度で、平成29年4月から開始しました。

### ○建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源及び廃棄物を含むものです。再生資源は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用できるもの又はその可能性のあるものです。例えばコンクリート塊は廃棄物であるとともに、再生資源としても位置付けられるものです。

### ○建設リサイクル法

一定規模以上の工事で生じた特定の建設資材廃棄物（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）についてリサイクルや分別等のルールを定めた法律です。

### ○建設リサイクル法に基づく対象建設工事

次のいずれかに該当する工事であり、建設資材廃棄物の引渡完了報告制度の対象となります。

- ・建築物の解体工事 床面積の合計が 80 m<sup>2</sup>以上
- ・建築物の新築又は増築工事 床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以上
- ・建築物の修繕・模様替等（リフォーム等） 請負代金が 1 億円以上
- ・建築物以外の工作物の工事（土木工事等） 請負代金が 500 万円以上

### ○最終処分

廃棄物を埋立処分などによって最終的に処分することをいいます。埋立処分するための場所を最終処分場といい、遮断型、安定型、管理型の3つに分類されます。

### ○再生利用

不用物を処理・加工して、再び有用物として利用することをいいます。類義語として、「再利用」、「再資源化」、「再商品化」などが使われ、広い意味でのリサイクルに含まれます。

### ○産業廃棄物の保管（量）

産業廃棄物の適正処理を行うために一定期間の保管が必要である場合は、生活環境保全上支障のないように保管する必要があるため、廃棄物処理法により、保管量の上限や保管期間等に関する保管基準が定められています。

### ○事前調査

石綿障害予防規則により、事業者（解体業者）は解体作業等を行う前に、あらかじめ石綿（アスベスト）及び石綿を0.1%を超えて含有するものの使用の有無を目視等により調査して、その結果の記録・結果の概要等を掲示することが義務付けられています。この調査のことを事前調査といいます。

### ○社会インフラとしての産業廃棄物処理業

産業廃棄物処理施設は、循環型社会を構築する上で欠かすことのできないインフラであり、また、産業廃棄物の収集運搬・処分にかかる業自体が広い意味でのインフラであるとの考え方をいいます。

### ○3 R（スリーアール）

リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の3つの頭文字をとったものです。リデュースとは物を大切に使ってごみの発生を減らすこと（発生・排出抑制）、リユースとは使えるものを繰り返し使うこと（再使用）、リサイクルとは廃棄物を資源として再び利用することをいいます（再生利用）。

## ○石綿（アスベスト）

保温・耐火材として用いられる蛇紋石や角閃石から採取する繊維状の鉱物です。材質は柔らかく、摩耗や熱に強いためボイラーやスチーム暖房パイプの被覆等に使用します。大量に吸い込むと肺がん等の原因になります。

## ○石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト廃棄物）

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（廃石綿等を除く）で、石綿含有成型板のような非飛散性の石綿を含む廃棄物で、産業廃棄物の「がれき類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」又は「廃プラスチック類」に分類されます。

## ○低炭素化

地球温暖化防止に向けて、その原因である温室効果ガスの大きな割合を占める二酸化炭素の排出を抑制することをいいます。省エネルギー・低炭素エネルギー利用の推進や3Rの実行による資源生産性の向上等を図って温室効果ガス排出量を最小化する取組が求められています。

## ○電子マニフェスト

インターネット等を利用して、電子情報化したマニフェスト情報を、排出事業者、収集・運搬業者、処分業者の3者間で情報処理センターを介してやり取りする、電子版のマニフェストをいいます。

## ○特定建設資材廃棄物

建設資材（建設工事に使用する資材）のうち、①コンクリート、②コンクリート及び鉄からなる建設資材、③木材、④アスファルトが廃棄物となったものをいいます。

## ○特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいいます。

## ○廃石綿等（飛散性アスベスト廃棄物）

廃棄物処理法において「廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、飛散するおそれのあるもの」と定義され、特別管理産業廃棄物に分類されます。具体的には、吹付け石綿除去物、石綿含有保温材、石綿の付着している養生材等があげられます。

## ○P C B（ポリ塩化ビフェニル）

P C Bは、人工的に作られた油状の物質です。電気絶縁性及び不燃性に優れ、電気機器の絶縁油や感圧複写紙など幅広い用途に使用されてきましたが、現在は、製造や新たな使用が禁止されました。平成13年には、P C B特別措置法が制定され、期限内での処分が義務付けられています。

## ○マニフェスト

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度は、排出事業者が、収集・運搬業者又は処分業者に委託した産業廃棄物の処理の流れを自ら把握し、不法投棄の防止等、適正な処理を確保することを目的とした制度です。マニフェストには、電子マニフェストと紙マニフェストがあります。

## ○優良産廃処理業者認定制度

通常の許可基準よりも厳しい基準を満たした優良な産業廃棄物処理業者を都道府県・政令市が審査して認定する制度で、平成23年4月1日から開始されています。

## ○リスクコミュニケーション

「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」では、解体等工事における石綿飛散に係るリスクや飛散防止対策の内容と効果などに関する正確な情報を工事発注者又は自主施工者と工事受注者が周辺住民等や地方公共団体等関係機関と共有し、相互に情報や意見を交換して意思疎通を図ることとされています。

## 【建設系廃棄物処理状況実態調査結果（平成 28 年度）】

### 1 調査の概要

#### ① 調査の目的

青森県における産業廃棄物の不法投棄等の多くが建設系廃棄物によるものであるという状況を踏まえ、建設系廃棄物の処理の実態を把握するため、建設系廃棄物を排出する可能性のある事業者（建設業許可業者、解体工事業登録業者）及び産業廃棄物処分業者を対象にアンケート調査を実施しました。

#### ② 調査の内容

従業員数、売上高のほか、建設業許可業者及び解体工事業登録業者に対しては建設系廃棄物の数量算定方法、分別・処分方法、リサイクル率の把握方法など、産業廃棄物処分業者に対しては受託単価、受入制限時期、処理方法やリサイクルに関する情報収集先など、計 20 項目について調査しました。

#### ③ 調査対象

県内事業者 500 社

（内訳）

建設業許可業者 335 社

解体業登録業者 74 社

産業廃棄物処分業者 91 社

#### ④ 調査時期

平成 29 年 2 月 2 日～3 月 24 日

#### ⑤ 調査方法

郵送回収法

#### ⑥ 回収結果

回収数 271 社

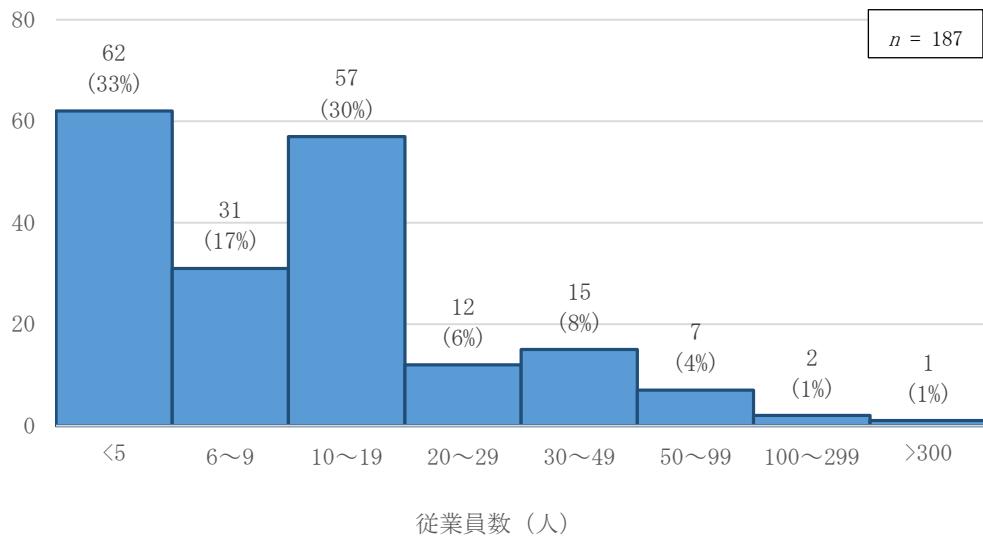
回収率 54.2%

## 2 調査結果

### (1) 建設業許可業者及び解体工事業登録業者を対象とした調査

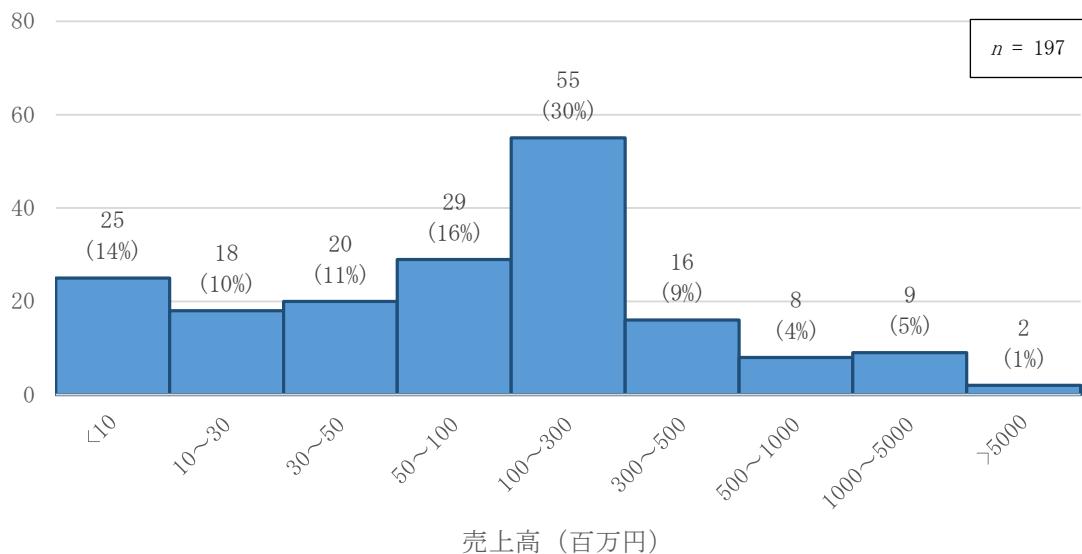
#### ① 従業員数

従業員数は、約半数が9人以下となっています。一方で、少數ながら、従業員100人以上の事業者も存在しています。



#### ② 売上高

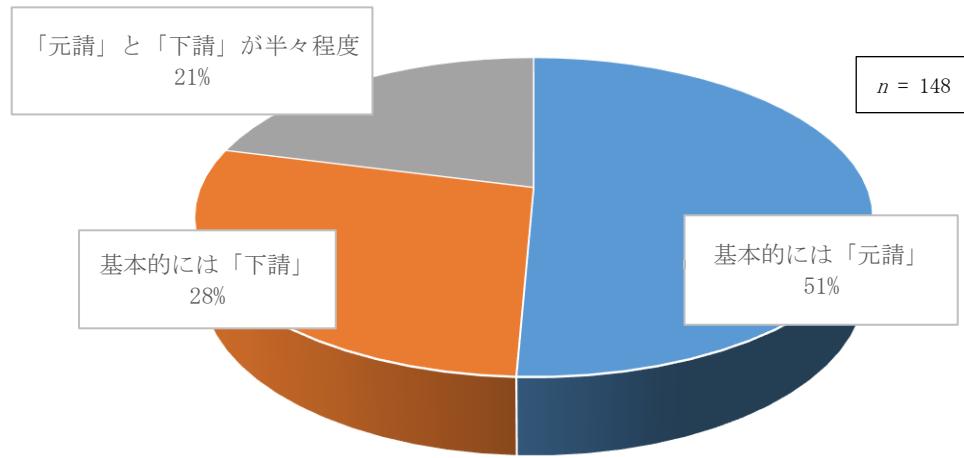
売上高が1～3億円の事業者が最も多く、1億円以下の事業者が約半数を占めています。一方で、少數ながら、売上高50億円以上の事業者も存在しています。



### ③ 建設工事の受注状況について

#### ア 受注形態

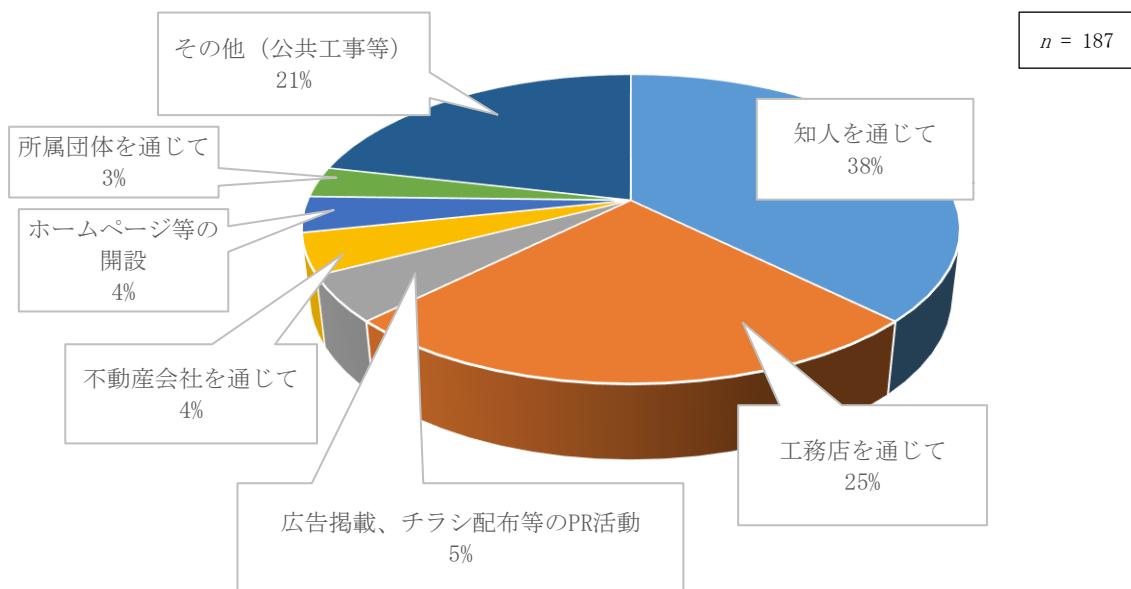
受注形態については、約半数の業者が基本的に元請として受注していると回答していますが、一方で、「下請」又は「元請と下請が半々程度」と回答した事業者も相当数存在しています。



#### イ 受注方法（営業活動の方法）

知人を通じて受注していると回答した事業者が最も多く、次いで工務店を通じての受注などとなっています。

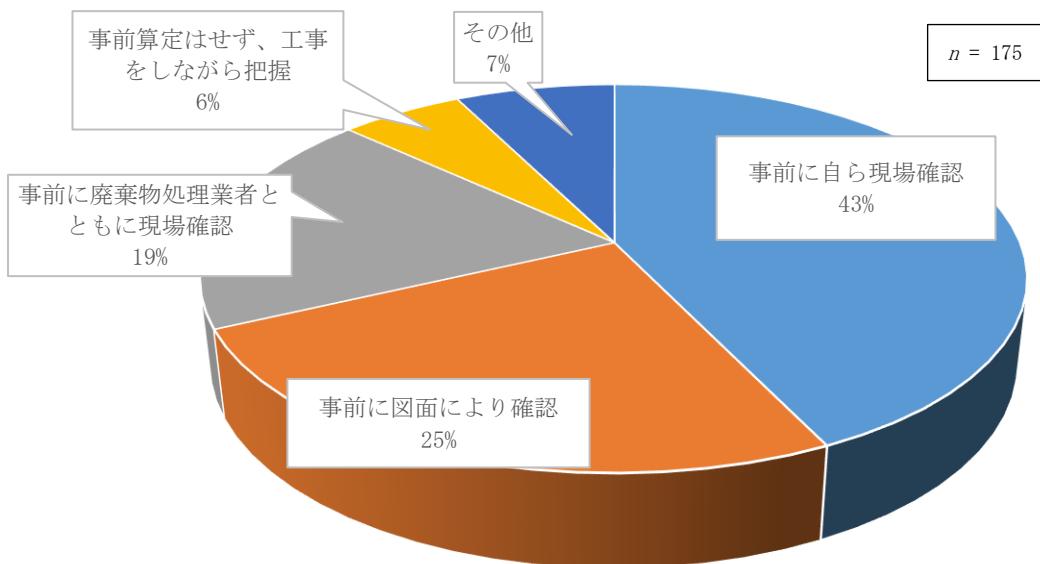
また、入札や見積もり合わせなどの公共工事等も比較的多くなっています。



#### ④ 建設系廃棄物の処理について

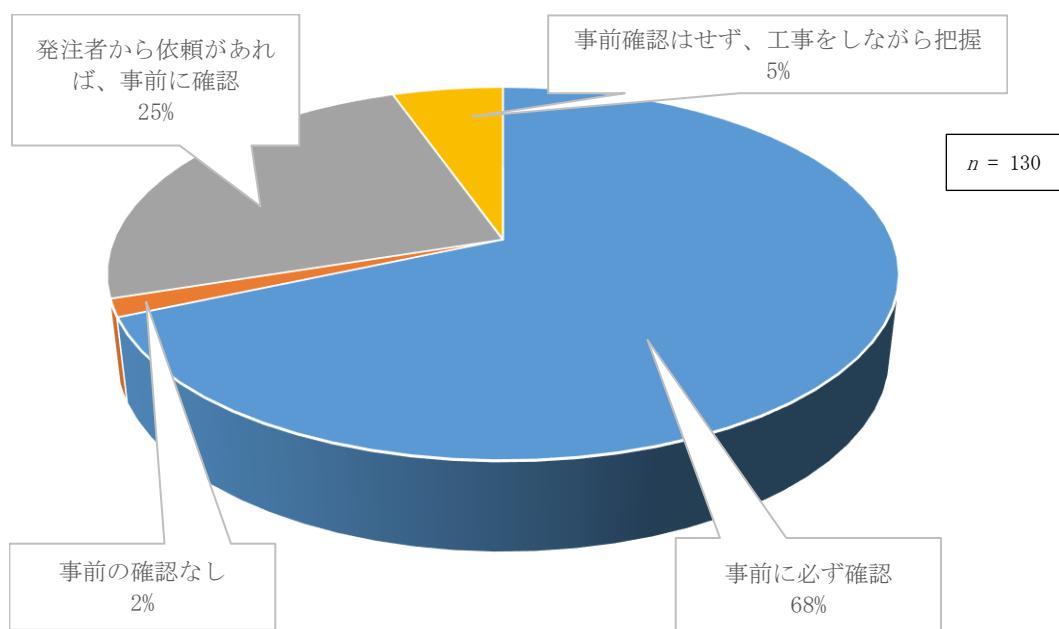
##### ア 工事により発生する建設系廃棄物の数量の算定（把握）方法

事前に自ら現場確認して廃棄物の数量を算定すると回答した事業者が最も多く、次いで事前に図面により確認する、事前に廃棄物処理業者とともに現場確認する、となっており、大部分の事業者が何らかの方法で事前に数量を確認しています。



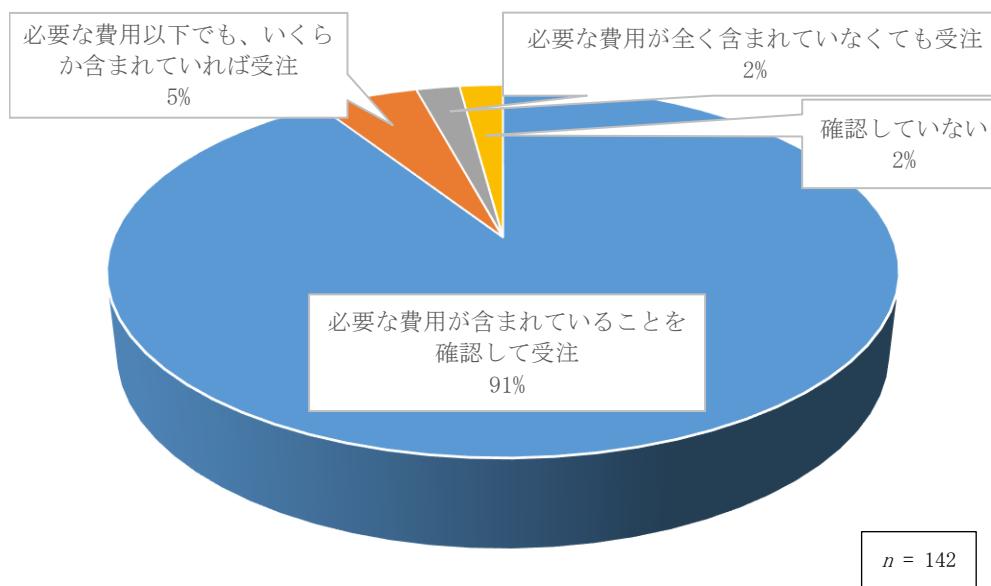
##### イ 石綿（アスベスト）の確認状況

約7割の事業者が、工事を行う前に、石綿の有無を必ず確認していると回答しています。一方で、事前に確認していない、あるいは発注者から依頼があれば確認する（発注者からの依頼がなければ確認しない）と回答した事業者が3割程度存在しています。



## ウ 受注時における廃棄物処理費用の確認状況

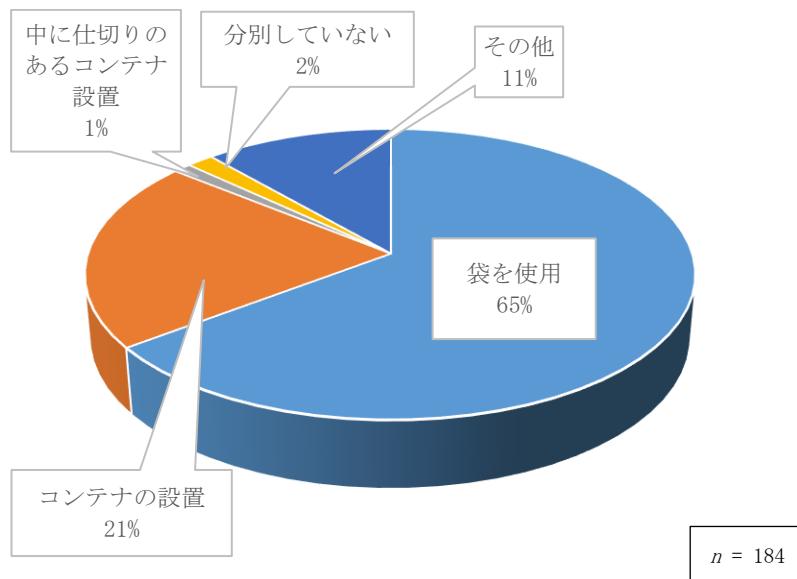
9割以上の事業者が、工事の受注時に、廃棄物の処理に必要となる費用が含まれていることを確認していると回答していますが、一方で、1割程度の事業者が、十分な廃棄物処理費用が含まれていない場合でも工事を受注していると回答しています。



## ⑤ 建設系廃棄物の処分について

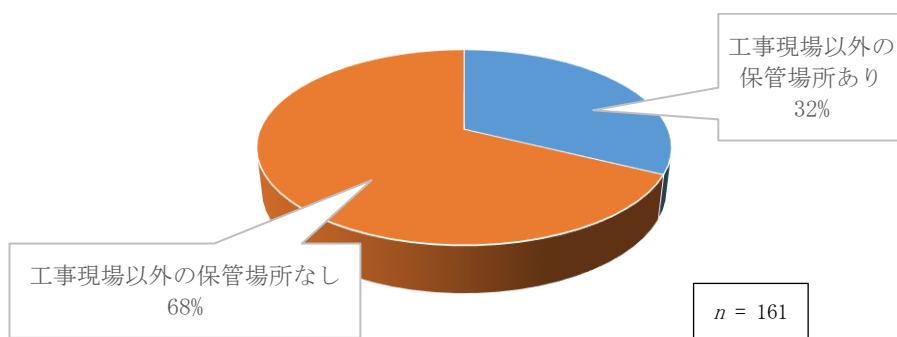
### ア 工事現場での分別方法

廃棄物の分別方法として、袋の使用が最も多く、次いでコンテナの設置となっています。



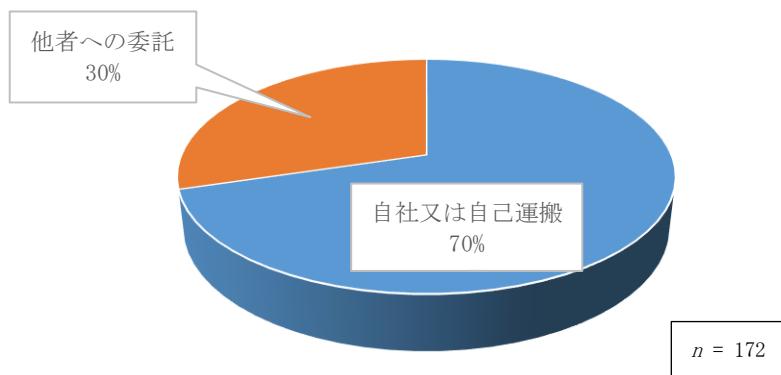
#### イ 工事現場以外の保管場所の有無

工事現場以外に廃棄物を保管する場所があると回答した事業者が約3割となっています。



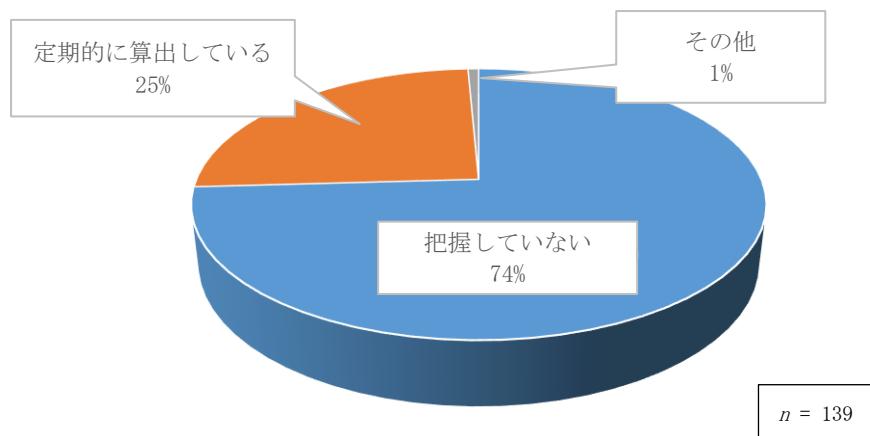
#### ウ 工事現場からの廃棄物の運搬方法

工事現場からの運搬を自社又は自己運搬が行うと回答した事業者が約7割となっています。



#### エ リサイクル率の把握状況

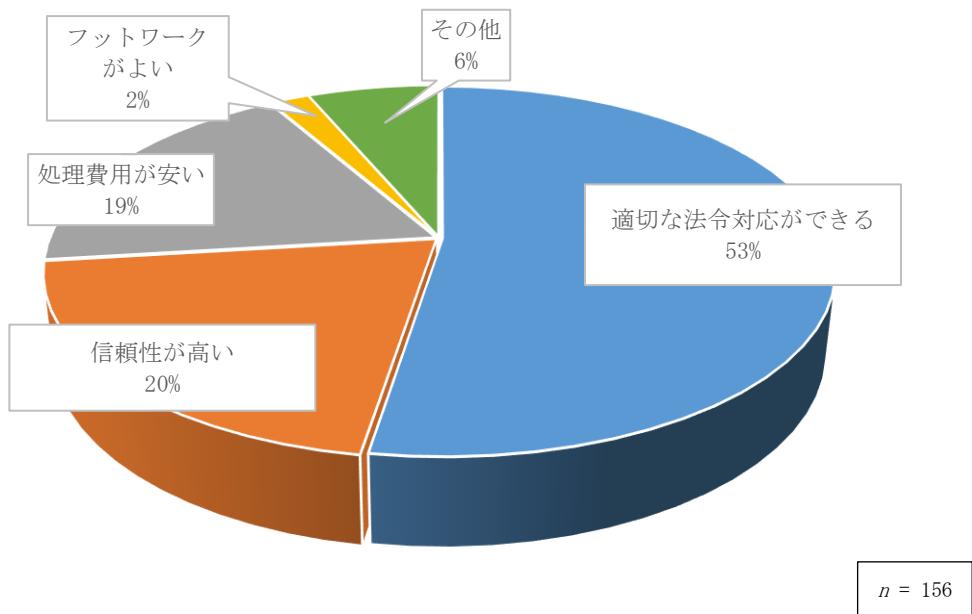
自社におけるリサイクル率を把握しているかどうかを尋ねたところ、全体の約4分の3の事業者が把握していないと回答しました。



## オ 廃棄物処理業者（中間処理）の選定基準

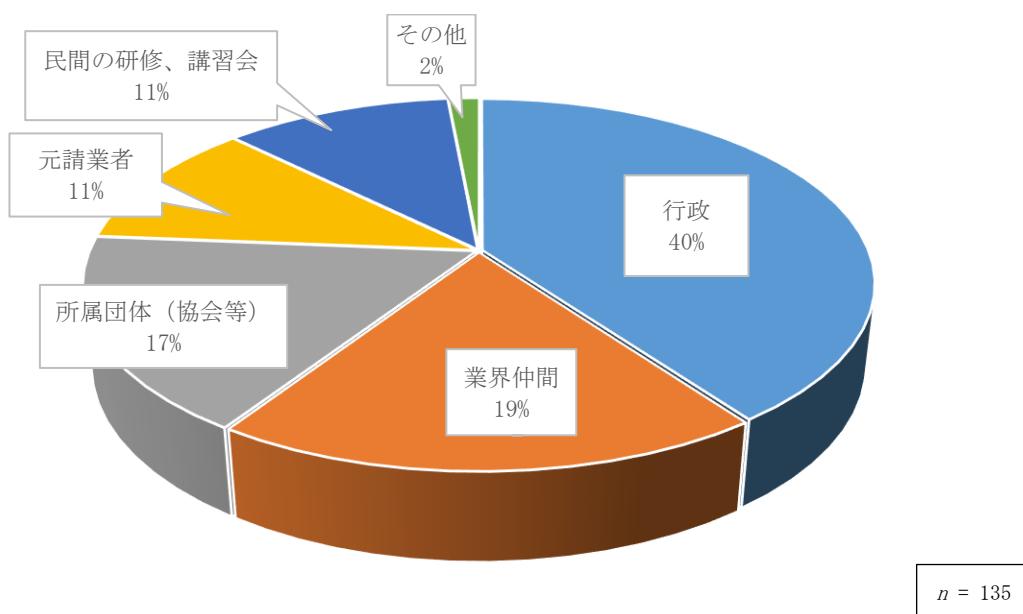
産業廃棄物の中間処理業者の選定に当たっての優先項目として、「委託契約、マニフェスト等の法令対応ができること」を最重視していると回答した事業者が最も多く、次いで「不適正な処理を行わないと思われる信頼性が高いこと」であり、この2項目で7割以上を占めています。

なお、「処理費用が安いこと」を最優先すると回答した事業者は2割にとどまっています。



## ⑥ 廃棄物処理・リサイクルに関する情報収集について

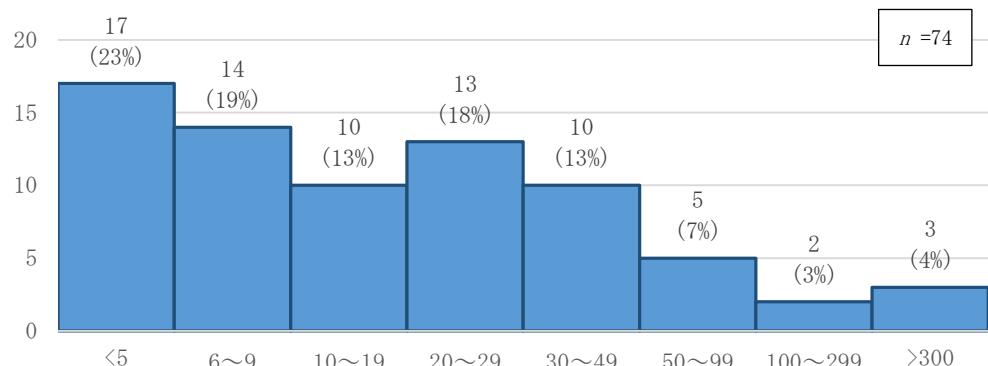
廃棄物処理・リサイクルに関する情報収集の手段として、行政から情報を得ていると回答した事業者が40%と最も多く、次いで業界仲間からが19%となっています。



## (2) 産業廃棄物処分業者を対象とした調査

### ① 従業員数

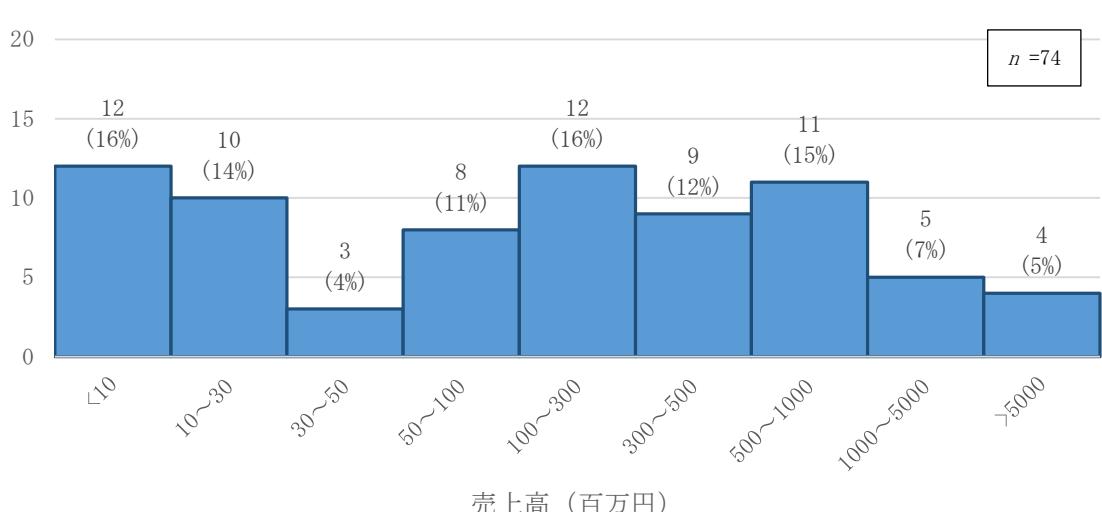
従業員数が9人以下となっている事業者は42%となっている一方、従業員数が100人以上の事業者が7%となっています。



### ② 売上高

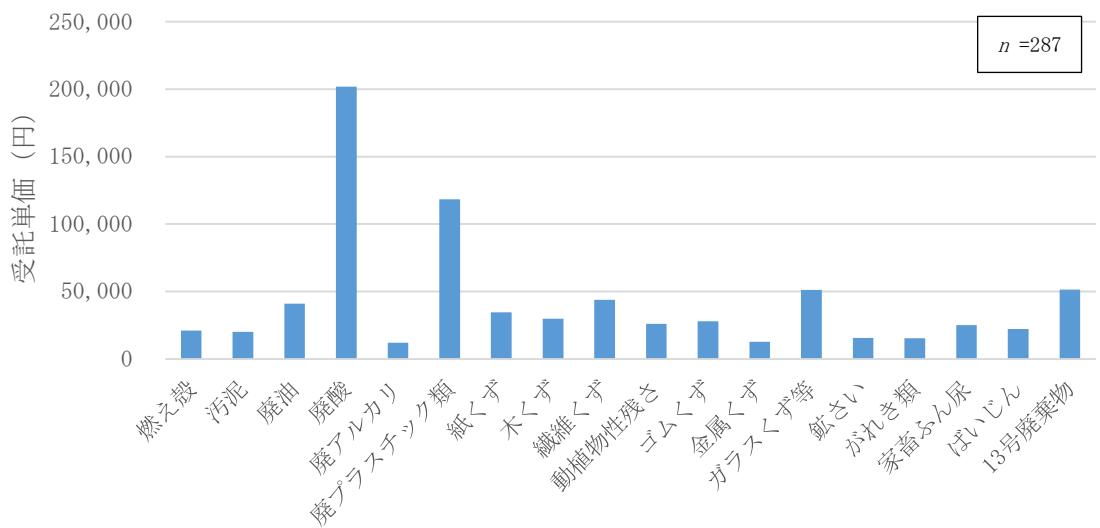
売上高が1億円未満の事業者が半数近くを占めている一方、50億円以上の事業者が約5%となっています。

また、売上高50億円以上の事業者で、売上高全体の約8割を占めています。



### ③ 受託単価について（廃棄物の種類ごとの受託単価）

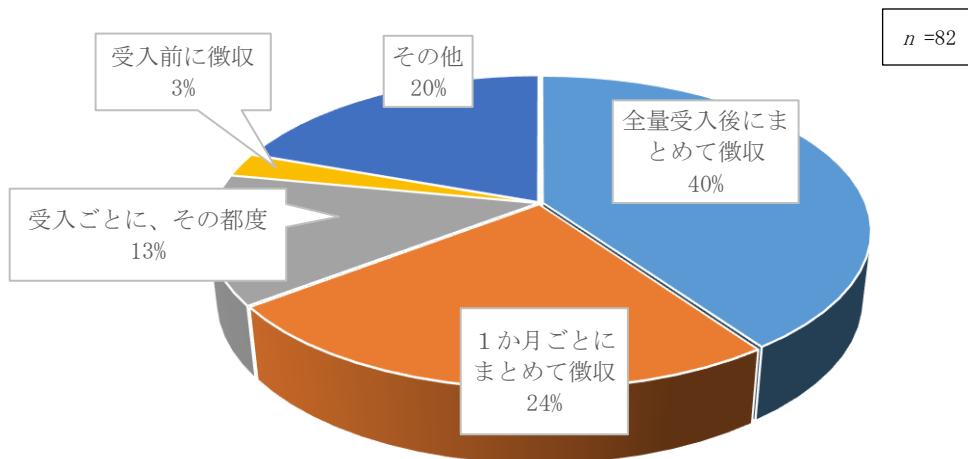
廃棄物の種類ごとに、1 t当たりの受託単価（平均）が最も高かったのは廃酸であり、次いで廃プラスチック類となっています。



### ④ 処理料金の徴収について

処理料金の徴収の時期として、廃棄物を全量受入後に徴収すると回答した事業者が約4割と最も多く、次いで1か月ごとにまとめて徴収する事業者が2割となっています。

なお、取引先ごとに徴収の時期を変えていると回答した事業者も存在しています。

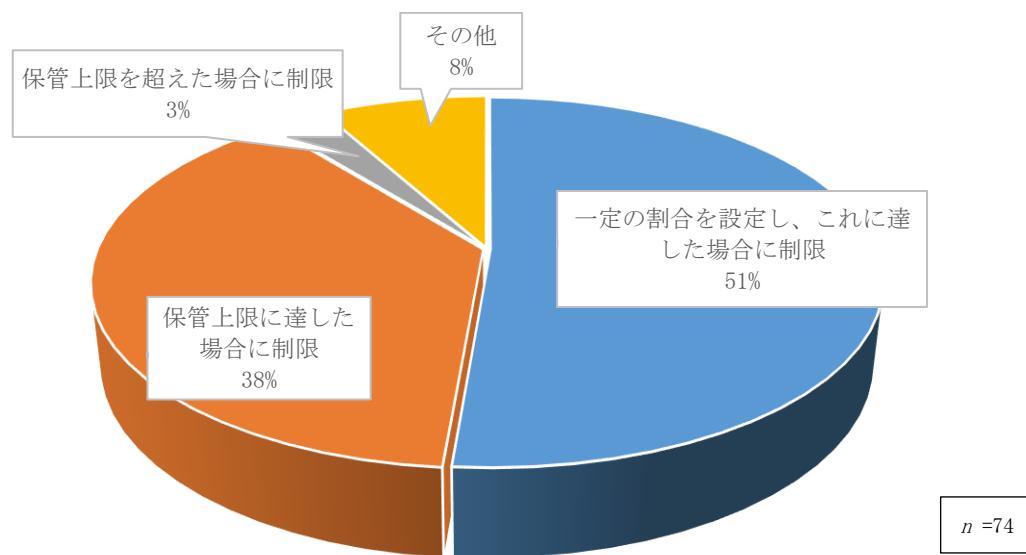


## ⑤ 受入制限について

廃棄物の保管量の増加に伴い、どのようなタイミングで受入を制限するかを尋ねたところ、半数以上の事業者が一定割合（例えば保管上限の8割など）を設定して制限していると回答しています。

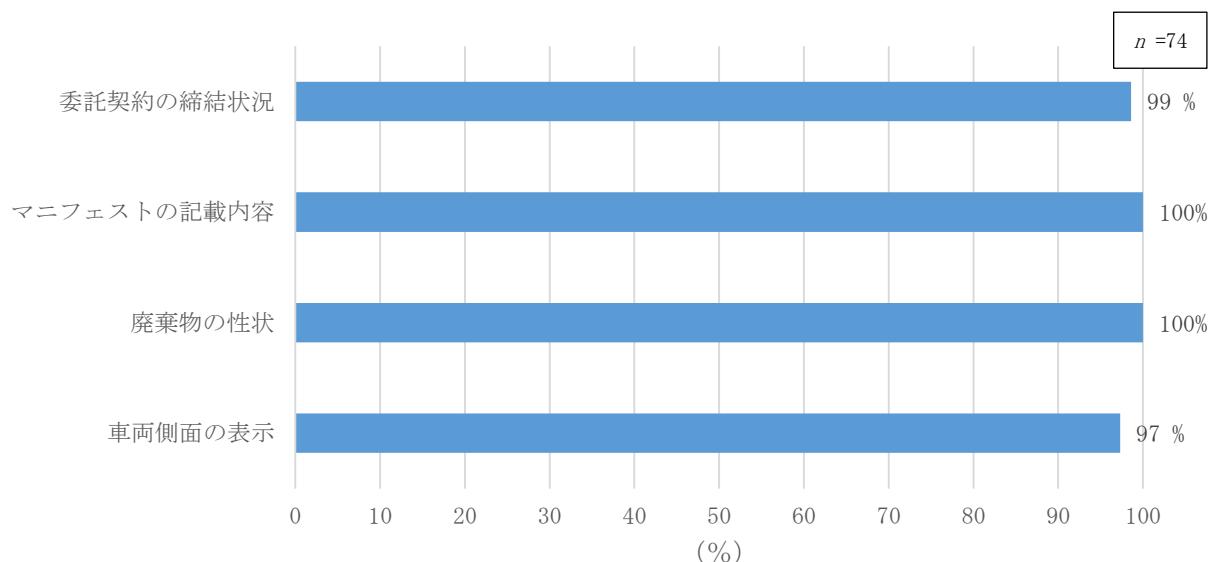
また、保管上限に達した場合又は保管上限を超えた場合に制限すると回答した事業者が約4割となっています。

なお、保管上限を超えてても特に制限を設けていないと回答した事業者はありませんでした。



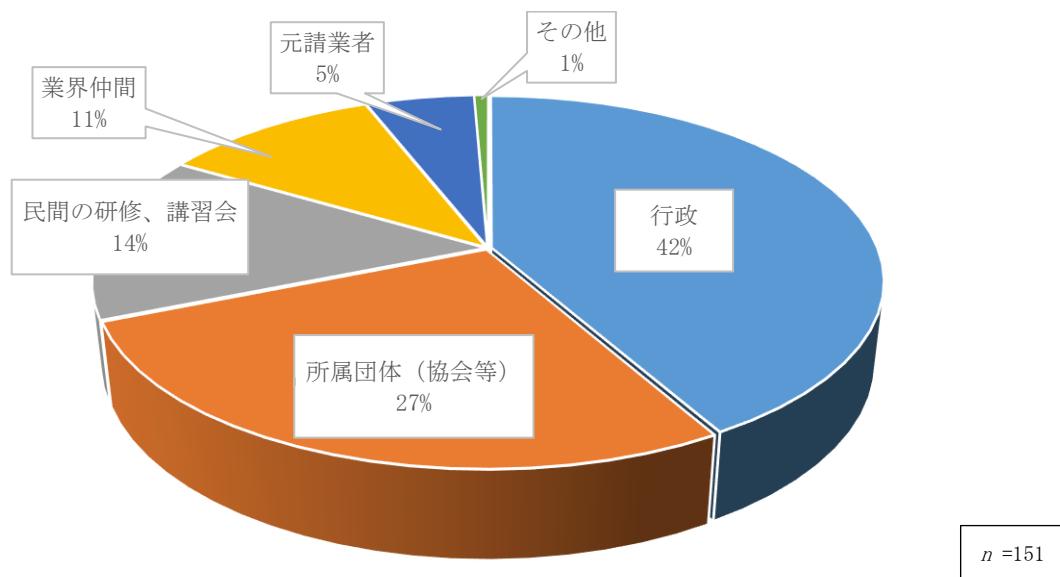
## ⑥ 廃棄物受入時の確認事項について

ほとんどの事業者が、廃棄物の受入時に必要な事項の確認を実施していると回答しました。



## ⑦ 廃棄物処理・リサイクルに関する情報収集について

廃棄物処理・リサイクルに関する情報収集の手段として、行政から情報を得ていると回答した事業者が最も多く、次いで所属団体（協会等）となっています。



# 青森県建設系廃棄物適正処理推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 本県における産業廃棄物の不法投棄等の大部分を占める建設系廃棄物（土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。）について、その適正処理を推進するため、「青森県建設系廃棄物適正処理推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所管事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針の策定及びその運用に関すること。
- (2) 建設資材廃棄物の引渡完了報告制度に関すること。
- (3) 建設系廃棄物の適正処理推進に向けた普及啓発に関すること。
- (4) 建設系廃棄物の適正処理に関する情報共有に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、建設系廃棄物の適正処理の推進に必要な事項に関すること。

## (構成)

第3条 推進会議の構成員は、別表に掲げる者とし、当該構成員を委員と称する。

- 2 推進会議に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、青森県環境生活部環境保全課長を充てる。
- 4 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 5 委員長は、議長として推進会議を主宰し、推進会議を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (代理出席)

第6条 委員は、推進会議に出席できないときは、同一組織に属する者を代理人として選任し、出席させることができる。

2 前項の場合において、代理人は、委員から交付された委任状を持参して推進会議に出席するものとする。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、青森県環境生活部環境保全課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年10月1日選任の委員の任期は、同日から平成32年3月31日までとする。

別表（第3条第1項関係） 青森県建設系廃棄物適正処理推進会議委員

区分	構成員（委員）	備考
関係団体	一般社団法人青森県産業廃棄物協会 専務理事	廃棄物処理関係
	一般社団法人青森県解体工事業協会 会長	解体工事関係
	一般社団法人青森県建設業協会 専務理事	建設工事関係
	一般社団法人青森県建築士事務所協会 会長	建築工事関係
	青森県優良住宅協会 会長	住宅施工関係
	公益社団法人青森県宅地建物取引業協会 会長	不動産取引関係
関係自治体	青森市 都市整備部 建築指導課長	
	青森市 環境部 廃棄物対策課長	
	弘前市 建設部 建築指導課長	
	弘前市 都市環境部 環境管理課長	
	八戸市 都市整備部 建築指導課長	
	八戸市 環境部 環境保全課長	
県	青森県 県土整備部 整備企画課長	
	青森県 県土整備部 建築住宅課長	
	青森県 環境生活部 環境保全課長	委員長